

秋田県秋田海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第1号	有限会社台島大謀	男鹿市船川港台島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点定第2号(男鹿市船川港台島字浜平船揚場上の標識をいう。以下同じ。)から補助点第2号(男鹿市船川港橋漁港西防波堤堤頭部上の標識をいう。以下同じ。)を見通した線を基準として329度19分58秒964メートルの点 イ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として298度20分58秒1,401メートルの点 ウ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として316度35分32秒2,196メートルの点 エ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として339度47分49秒1,929メートルの点	定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	男鹿市船川港	ア 沖手網を使用してはならない。 イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。 ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。
定第2号	有限会社台島大謀	男鹿市船川港台島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として339度47分49秒1,929メートルの点 イ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として316度35分32秒2,196メートルの点 ウ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として323度23分48秒2,896メートルの点 エ 基点定第2号から補助点第2号を見通した線を基準として341度24分48秒2,668メートルの点	定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	男鹿市船川港	ア 沖手網を使用してはならない。 イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。 ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。
定第3号	石川幸治	男鹿市戸賀加茂青砂地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点定第4号(男鹿市戸賀加茂青砂字鴨加茂漁港第2防波堤堤頭部上の標識をいう。以下同じ。)から補助点第4号(男鹿市戸賀加茂青砂字鴨加茂漁港第1防波堤堤幹部上の標識をいう。以下同じ。)を見通した線を基準として262度17分57秒645メートルの点 イ 基点定第4号から補助点第4号を見通した線を基準として253度56分21秒839メートルの点 ウ 基点定第4号から補助点第4号を見通した線を基準として269度18分23秒1,121メートルの点 エ 基点定第4号から補助点第4号を見通した線を基準として282度53分48秒948メートルの点	定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	男鹿市戸賀	ア 沖手網を使用してはならない。 イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。 ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第4号	株式会社瑠光水産	男鹿市戸賀加茂青砂地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点定第5号(男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識をいう。以下同じ。)から補助点第5号(男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識をいう。以下同じ。)を見通した線を基準として166度48分45秒262メートルの点 イ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として108度26分06秒178メートルの点 ウ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として117度20分27秒775メートルの点 エ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として152度07分33秒841メートルの点	定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	男鹿市戸賀	ア 沖手網を使用してはならない。 イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。 ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。
定第5号	株式会社瑠光水産	男鹿市戸賀加茂青砂地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として186度41分01秒1,288メートルの点 イ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として181度37分11秒1,089メートルの点 ウ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として160度32分07秒1,327メートルの点 エ 基点定第5号から補助点第5号を見通した線を基準として172度52分57秒1,645メートルの点	定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	男鹿市戸賀	ア 沖手網を使用してはならない。 イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。 ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。
定第6号	武田水産株式会社	男鹿市北浦入道崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点定第8号(男鹿市北浦入道崎字下中野の標識をいう。以下同じ。)から補助点第8号(男鹿市北浦入道崎字下中野四等三角点をいう。以下同じ。)を見通した線を基準として299度21分31秒434メートルの点 イ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として251度37分35秒451メートルの点 ウ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として260度04分32秒902メートルの点 エ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として296度12分40秒904メートルの点	定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	男鹿市北浦	ア 沖手網を使用してはならない。 イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。 ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。
定第7号	武田水産株式会社	男鹿市北浦入道崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として296度12分40秒904メートルの点 イ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として260度04分32秒902メートルの点 ウ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として262度13分51秒1,352メートルの点 エ 基点定第8号から補助点第8号を見通した線を基準として296度09分27秒1,354メートルの点	定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	男鹿市北浦	ア 沖手網を使用してはならない。 イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。 ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第8号	武田水産株式会社	男鹿市北浦入道崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点定第9号(男鹿市北浦入道崎字昆布浦の標識をいう。以下同じ。)から補助点第9号(男鹿市北浦入道崎字昆布浦石碑前の標識をいう。以下同じ。)を見通した線を基準として138度18分59秒1,009メートルの点 イ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として126度13分43秒832メートルの点 ウ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として104度40分54秒1,498メートルの点 エ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として120度07分17秒1,676メートルの点	定置漁業	さげ定置漁業	9月20日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	男鹿市北浦	ア 沖手網を使用してはならない。 イ さげ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。 ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。
定第9号	武田水産株式会社	男鹿市北浦入道崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として111度07分10秒1,984メートルの点 イ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として98度37分13秒1,893メートルの点 ウ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として94度03分19秒2,605メートルの点 エ 基点定第9号から補助点第9号を見通した線を基準として105度57分13秒2,834メートルの点	定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	男鹿市北浦	ア 沖手網を使用してはならない。 イ さげ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。 ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。
定第10号	杉本勇助	男鹿市五里合中石地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点定第11号(男鹿市五里合中石字北浜野護岸上の標識をいう。以下同じ。)から補助点第11号(男鹿市五里合神谷字長者森五里合漁港第3防波堤堤頭部上の標識をいう。以下同じ。)を見通した線を基準として96度02分16秒4,038メートルの点 イ 基点定第11号から補助点第11号を見通した線を基準として88度56分41秒3,970メートルの点 ウ 基点定第11号から補助点第11号を見通した線を基準として88度28分31秒4,469メートルの点 エ 基点定第11号から補助点第11号を見通した線を基準として94度47分58秒4,529メートルの点	定置漁業	ぶり、ひらめ定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	男鹿市五里合	ア 沖手網を使用してはならない。 イ さげ再生産用親魚の確保に協力しなければならない。 ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第11号	株式会社瑠光水産	男鹿市戸賀塩浜地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 この場合において基点定第6号及び補助点第6号については、次のとおりとする。 基点定第6号 男鹿市戸賀塩浜字宇沢かねがさき橋上の標識 補助点第6号 男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢験潮場通路上の標識 ア 基点定第6号から補助点第6号を見通した線を基準として291度38分12秒635メートルの点 イ 基点定第6号から補助点第6号を見通した線を基準として298度10分33秒1,139メートルの点 ウ 基点定第6号から補助点第6号を見通した線を基準として319度34分22秒1,105メートルの点 エ 基点定第6号から補助点第6号を見通した線を基準として305度43分24秒621メートルの点	定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	男鹿市戸賀	ア 沖手網を使用してはならない。 イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならぬ。 ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。
定第12号	株式会社瑠光水産	男鹿市戸賀戸賀地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 この場合において基点定第7号及び補助点第7号については、次のとおりとする。 基点定第7号 男鹿市戸賀戸賀字延田の標識 補助点第7号 男鹿市戸賀戸賀字延田一般道上の標識 ア 基点定第7号から補助点第7号を見通した線を基準として309度24分13秒426メートルの点 イ 基点定第7号から補助点第7号を見通した線を基準として256度54分55秒331メートルの点 ウ 基点定第7号から補助点第7号を見通した線を基準として253度31分11秒1,217メートルの点 エ 基点定第7号から補助点第7号を見通した線を基準として287度25分36秒1,107メートルの点	定置漁業	たい、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	男鹿市戸賀	ア 沖手網を使用してはならない。 イ さけ再生産用親魚の確保に協力しなければならぬ。 ウ はたはたを11月1日から翌年1月15日までの期間は採捕してはならない。